

改 善 計 画 書

平成23年11月28日

(社) 鳳輪建設業協会

I.はじめに

10月6日公正取引委員会から、奥能登地域の多数の建設業者に対し排除措置命令並びに課徴金納付命令が出され、10月17日には石川県から12か月の指名停止処分がなされました。

このような事態に至ったことについて、対象建設業者の多くを会員として擁する社団法人鳳輪建設業協会（以下「鳳輪協会」という。）としては、重く受け止めております。

建設産業は技術の研鑽による良質な社会資本の整備のほか、雇用の場の提供、地域経済の活性化や災害対策などの地域貢献を通じ、地域の基幹産業として重要な役割と責務を負っております。

このような重要な役割と責務を負っているにもかかわらず、今般、このような事態に至ったことは、多くの県民と県当局並びに関係機関の皆様不信と疑念を抱かせる極めて重大な不祥事であり、深く反省するものであります。

鳳輪協会としては、関係法令の遵守・企業倫理の高揚に努め、会員企業・建設業界の在り方を抜本的に改善するとともに、県民の信頼を回復し、県民生活の安定向上と地域経済の発展に貢献できるよう、渾身の努力を重ねていくことを決意したものです。

このため、今後、以下に掲げる事項について鋭意取り組んでいくこととします。

II. 鳳輪協会としての取り組み

1. 法令遵守・企業倫理の高揚、体質改善、情報公開の推進

(1) 「建設企業（団体）行動憲章」の周知・徹底

平成23年5月10日に開催した通常総会に於いて「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）等の法令遵守の徹底に努め、懸命に建設業界に対する信頼回復に取り組むため（社）全国建設業協会が策定した「建設企業（団体）行動憲章」（以下「行動憲章」という。）を改めて確認するとともに、常に法令遵守の意識を持たせるため会員企業の職場内に「行動憲章」を掲示することとしま

した。

(2) 法令遵守及び地域経済・社会への貢献等に関する法令遵守宣言

「行動憲章」やこの「改善計画書」で実施する内容を踏まえ、鳳輪協会としてこれまでの体質と決別し、建設業法や独占禁止法等の法令を遵守し、地域経済・社会への貢献を通じて業界・企業としての社会的責任を果たすことを徹底するための法令遵守を宣言します。

(3) 体質改善・監視機能の強化

鳳輪協会の常置委員会に新たに「倫理委員会」を設置し、会員において定款9条（除名）並びに「行動憲章」に反する事態が生じた際の措置を定め、会員の事業活動の適正化を図ります。

(4) 会員及び地区内建設業者を対象とした研修会の開催

昨年7月に公正取引委員会の立入調査を受けた直後に、日比谷総合法律事務所の弁護士を講師として、独占禁止法の不当な取引制限等について勉強会を開催しました。

今後も、外部の有識者を招き、会員及び地区内建設業者の経営者等を対象として「法令遵守」「談合の再発防止」「業界の体質改善」等をテーマとした研修会の開催を年間事業活動として取り組みます。

また、会員企業の従業員教育は、上記研修内容を活用して行うとともに鳳輪協会が必要に応じ社内研修講師の斡旋等を行います。

(5) 情報公開の推進

他の類似団体、企業の情報公開（ディスクロージャー）の例なども参考として、情報公開の対象範囲（財務諸表・事業計画・事業報告など）や会議の公開（有識者会議など）、さらには各種行事等についての広報のあり方についての準備を定め、情報公開を進めて参ります。

併せて、会員企業においても鳳輪協会の例に倣い情報公開に取り組むことを促進します。

2 信頼回復に向けての取組み

(1) 雇用の確保

雇用調整助成金などあらゆる手段を講じて、現在の従業員の雇用を守り、可能な限り新規学卒者等の受入れに努めます。

(2) 地域への貢献

地域の事情に詳しい地域建設業者が、災害時の復旧や除雪作業に対し迅速かつ積極的に参加する一方、道路清掃などの奉仕活動を行うことで、地域社会への貢献に努めます。

(3) 経営の安定化

会員企業の経営改革や新分野進出に取り組むため、建設業サポートデスクによる建設業アドバイザーの派遣を受け経営相談会の開催や、(財)石川県産業創出支援機構（I S I C O）及び地元商工会議所・商工会と連携を図り、建設業複業化支援プログラムによる経営計画策定等の支援体制を強化します。

また、(社)石川県建設業協会土木委員会・建築委員会と連携を図り、鳳輪協会土木委員会並びに建築委員会が中心となり、新技術・新工法導入や人材の育成・確保などを積極的に促進・支援することにより、技術力・能力の向上を目指します。

これらの支援活動を通して、会員企業の経営基盤の安定を図り、雇用などの社会的責任を安定的に果たせるように努めます。

3 会員企業への周知、情報公開

(1) 改善計画の取組についての会員企業等への周知徹底

「改善計画書」に定める取組状況については、隔月に開催される鳳輪協会理事会に於いて報告・確認するとともに、会員企業での取組進捗状況の把握に努めます。

また、鳳輪協会管内（輪島市・旧鳳至郡）に所在する地区協会（輪島建設協同組合・門前建設業協同組合・穴水建設業協会・能都町建設業協同組合・柳田建設業協会をいう。）には、鳳輪協会の取組状況を報告することにより地区協会会員に周知します。

(2) 県民に対する取組内容の情報公開

建設業関係者のみならず、県民へ改善への取組内容や状況を広く周知することを通じ、建設業界に対する不信感を払拭し、信頼回復できるように努めます。